

Q 庫裏の登記は任職個人名義になっていますが、宗教法人に貸与の手続きをとり、固定資産税は免除になっています。その庫裏を改修するときに法人からいくらか支出することができますか？

A 庫裏の固定資産税が免除になっているということは、建物が境内地にあり、宗教活動に使用されているものだと客観的に認められたからでしょう。この建物は任職と家族が居住しているので、居宅であることにより変わりありませんが、宗教活動を行うために必要上居住する寺院所有の庫裏と同様に解されていると考えられます。

その居宅を改修する費用の一部を宗教法人で負担することが税務上認められるかという質問だと思いますが、端的な答えとしてはその改修が宗教法人の活動に必要な性質のものであれば、法人で改修費を支出するこ

とができます。この場合には、法人で支出した額は改修費または建物として財産目録に記載しておくべきで、法人の財産となります。ところで、宗教活動に必要かどうかを客観的に判断するのは必ずしも簡単ではありませんが、たとえば応接室や座敷のように、門

信徒が集まる場として使用できる部分についての改修は法人負担でよいでしょうが、家族の寝室や子供部屋など、通常の居宅部分の改修費は個人が負担すべきでしょう。

なお建物が個人名義でなく法人名義であれば、法人所有の庫裏ですからそれに改修を加えることは法人の裁量によつて自主的に行うことができます。宗教法人が必要上自己所有の庫裏を改修するので、税務上も何ら問題は生じません。従つてこの建物を永続的に庫裏として使用する予定であれば、この際、個人名義を法人名義に移すという方法も考えられます。

その手続としては、建物を法人に寄付するか、または適正価格で譲渡するか、いずれかを選んで法人の役員会で決議すべきであることはいうまでもありません。

Q 電話は任職個人名義ですが、事務用として使用しており、毎月の電話代の半額を法人から支出しています。毎月の新聞代も法人から支出していますがよろしいでしょうか？また、任職研修会などの後、懇親会があります。参加費は法人から支出できますか？

A 電話を事務用で使用しているとのことですから、個人で支払う電話代の一部を法人で負担できるのは当然です。使用割合が個人と法人で半分ずつという判断でしょうが、負担割合は必ずしも半額でなくとも、何らかの基準により法人負担を半額以上にしても差し支えないと思います。ただし基準が判然とし

なければ半額負担が適当かもしれません。

電話代以外で税務上よく問題になるのは、光熱水費についてです。電気代、水道代は一般的に法人で全額支出されているようですが、住職家族の生活上必要とされる金額については、個人負担として法人会計に組み入れるべきです。税務上のトラブルを避けるため、妥当な金額を決め毎月法人に支払うよう心がけてください。

新聞には、教化活動に役立つものと一般の家庭で読まれる通常の新聞があります。前者は法人から支出されて当然ですが、後者については一般の家庭の場合と同様に個人で支払うべきものでしょう。ただし、その新聞でも本堂や集会所など門信徒用に区分して置いているような場合に限り、法人から支出されてもよいと思います。

研修会の後で懇親会が開催されるのはよくあることですが、この場合一般的には研修

会出席者全員に参加が求められ、懇親の場と

してあるいは情報交流の場として役立つというと思われます。おそらく参加費の領収書も入手できるはずですので、懇親会費を法人から支出されてなんら問題はないでしょう。ただし、懇親会の散会后さらに親しい方々と二次会に参加されるような場合の出費は、法人負担としては認められない場合が多いと思います。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp